

令和8年4月1日 から

公害防止の受付窓口が変更となりました。

次の手続きについて、申請・届出窓口を**市町（対象は12市町）**から**県**へ変更しました。

- **大気汚染防止法**
 - ・ばい煙、粉じん発生施設の設置届出
 - ・事故時の状況報告等
- **水質汚濁防止法**
 - ・特定施設の設置届出
 - ・事故時の状況報告等
- **ダイオキシン類対策特別措置法**
 - ・特定施設の設置届出
 - ・事故時の状況報告等
- **瀬戸内海環境保全特別措置法**
 - ・特定施設の設置許可申請等
- **特定工場における公害防止組織の整備に関する法律**
 - ・公害防止統括者選任の届出等
 - ※騒音、振動に係る特定施設のみを設置する特定工場を除く
- **広島県生活環境の保全等に関する条例**
 - ・ばい煙、粉じん、汚水等関係特定施設設置の届出等

変更となったのは、一覧の12市町です。

広島市、呉市、東広島市、福山市、三次市、庄原市、大崎上島町の地域については、引き続き、各市町へ申請・届出書等を提出してください。

※安芸郡4町は、引き続き、県（西部厚生環境事務所 広島支所）が申請・届出の受付窓口です。



広島県環境情報サイト
～エコひろしま～
マスコット「みちゃんぽー」

変更対象地域	令和8年3月31日まで 受付窓口	令和8年4月1日以降 受付窓口
大竹市	大竹市 環境整備課	大竹市 西部厚生環境事務所 環境管理課 (廿日市市桜尾2-2-68 / 0829-32-1181)
廿日市市	廿日市市 ゼロカーボン推進課	廿日市市
江田島市	江田島市 地域支援課	江田島市 西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課 (呉市西中央1-3-25 / 0823-22-5400)
安芸高田市	安芸高田市 社会環境課	安芸高田市 西部厚生環境事務所 広島支所 環境管理課 (広島市中区基町10-52 / 082-228-2111)
安芸太田町	安芸太田町 税務住民課	安芸太田町
北広島町	北広島町 環境生活課	北広島町 (安芸郡4町)
竹原市	竹原市 地域づくり課	竹原市 西部東厚生環境事務所 環境管理課 (東広島市西条昭和町13-10 / 082-422-6911)
三原市	三原市 生活環境課	三原市
尾道市	尾道市 環境生活課	尾道市 東部厚生環境事務所 環境管理課 (尾道市古浜町26-12 / 0848-25-2011)
世羅町	世羅町 町民課	世羅町
府中市	府中市 環境衛生課	府中市
神石高原町	神石高原町 健康衛生課	神石高原町 東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課 (福山市三吉町1-1-1 / 084-921-1311)

変更に関する
お問い合わせ

広島県 環境保全課
Tel.082-513-2917

詳細については、県ホームページでご確認ください。
詳しくはこちらから⇒ [広島県 公害防止 窓口](#) [検索](#)

